

労働者派遣事業に関わる情報

株式会社スギハラサービスクリエイツ

許可番号 派13-301080

労働者派遣法第23条第5条に基づき労働者派遣事業に関する情報を示します。

対象期間 2020年4月1日～2021年3月31日

事業所名称	株式会社スギハラサービスクリエイツ
事業所所在地	東京都港区西新橋3-25-47 愛宕マークビル3階

①派遣労働者の数（1日平均）	280 人
②派遣先の実数（事業年度当たりの事業所数）	53 件

③労働者派遣の料金 1日（8時間当たり）の額の平均	16,950 円
④派遣労働者の賃金 1日（8時間当たり）の額の平均	12,750 円
⑤マージン率	24.8 %

⑥派遣労働者数教育訓練に関する事項

訓練種別	対象となる派遣労働者 雇入時・派遣中・待機中等	訓練方法	訓練費用負担額	賃金支給
		OJT・OFF-JT	無償・有償	有給・無給
サービス実務トレーニング	雇入時	OFF-JT	無償	有給
宴会予約トレーニング	派遣中	OJT	無償	有給
婚礼インチャージトレーニング	派遣中	OJT	無償	有給

⑦その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

更衣室、休憩室、従業員食堂あり

⑧派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

- 労使協定を締結していない
- 労使協定を締結している（協定書の有効期間終期 令和4年3月31日）

マージン率に含まれる派遣事業運営に必要な経費について

マージン率は、派遣料金から派遣労働者の賃金を除いた金額が派遣料金に占める割合を示すものですが、派遣会社の事業運営に必要な経費は派遣労働者の賃金だけではありません。派遣労働者の賃金以外に必要な経費には、主に以下のようなものがあります。

- ・法定雇用費用
派遣労働者の雇用費用は派遣会社が負担しています。
- ・募集費、教育費、福利厚生費
派遣労働者の募集に必要な募集広告費、スキルアップ支援のための教育費、福利厚生費などの費用が発生します。
- ・その他経費
その他にも社員の人件費、事業運営に必要なシステムの維持費、オフィスの家賃など、事業運営のために必要な経費があります。